



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

医療法人設立時に税務上有利となる資本金に設定すべき義務

税理士損害賠償事件 ～ 税理士に一部支払命令

消費税法は、新設法人については納税義務を免除する旨規定していますが、新設法人であっても、事業年度開始の日における資本の金額が1000万円以上の法人については、免除規定は適用しない旨規定しています（消法9、12の2）。そして、通達において、いわゆる法人成りによる新設法人であっても、個人事業者の基準期間における課税売上高は、新設法人の課税売上高とはならないと定めています（消基通1-4-6注）。今回は、法人成り手続の一部を受任した税理士に対する損害賠償請求の事例をご紹介します。（平成27年5月28日東京地裁・一部認容・税理士控訴・Z999-0157）

<事案の概要>

本件は、医療法人である原告A社が、被告乙税理士は、A社設立時に、資本金を設立後2期分の消費税の免除を受けられるなど税務上有利とするために、1000万円未満とするよう、A社の代表者甲に指導すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、A社に消費税を支払わせるなどの税務上の損害を与えたとして、住民税や交際費の損害も含めて1914万円余の賠償を求めた事案です。

<東京地裁の判断>

東京地裁は、次のように判示して、乙税理士に対し、1257万円余の支払を命じました。

A社の設立の主な目的は節税であったことが認められるから、甲から相談を受け、設立手続の一部に協力する旨の契約（本件契約）を締結した乙税理士としては、その目的に沿うよう、甲に対し、資産総額についても正しく説明・指導する義務があったと認められる。しかし、乙税理士は、開業医セミナーに参加した甲から電話で資産総額と消費税との関係について指摘を受けた際、日を変えて2度にわたり、消費税については、A社は個人経営から法人成りした経緯から、2期分の免除の適用はない旨、誤った認識に基づく回答をしていることが認められる。したがって、乙税理士には、節税の目的に沿うよう、資産総額について正しく説明・指導する義務に違反した債務不履行があったと認められる。

本件契約の当事者は甲個人であるが、本件契約は法人設立の準備行為に関するものであるから、法人が設立され、その準備行為に不備があり、法人に損害が生じた場合は、本件契約上の債務不履行に基づく損害賠償請求権を行使し得る地位は、A社が承継すると考えるのが当事者の合理的意思であると解され、A社の設立登記が完了した時点で、甲からA社に承継移転したと認められる。

乙税理士は、債務不履行責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求し得る時からその進行を開始すると解すべきであり、それは遅くとも平成15年1月末日である旨主張する。しかしながら、本件契約に基づく乙税理士の債務は、節税を目的としての医療法人設立認可等の手続に協力することであるから、その履行期は、早くとも原告の設立登記がされた平成15年2月17日と解され、それに付随する指導の履行期も同日までと解するのが最も明確であり合理的である。そして、A社は平成25年2月14日に本訴を提起したことが認められ、これにより、本件の債務不履行責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効は中断したことが認められる。

本件判決の控訴審（平成28年4月13日東京高裁、TAINS未収録）においても、税理士の債務不履行責任を認め、税理士に対し、約1160万円の支払を命じています。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4版6枚）が必要な方は、送料・実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。

JUSTAX 第274号(平成28年5月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628